

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名：臨床研究分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>健康の増進・維持と疾病の克服を目指す最善で安全な医療の発展には、科学的・倫理的な臨床研究の実施が不可欠である。しかし、医師の研究エフォートは減少傾向であり、臨床研究を実施する医師は限定されている。また、COVID-19 パンデミックでは、エビデンスに基づいた臨床的研究成果を日本から発信できていない実態が露呈した。</p> <p>一方、研究の質を保証し被験者保護を担保するために国際情勢に沿った倫理指針が求められるが、規制の強化のみでは研究者や医療機関の負担増や緊急事態への迅速な対応の障壁となりかねない。更に、臨床研究の推進には、国民からの信頼と支持や政府の理解を得る必要がある。</p> <p>日本の臨床研究の推進・強化のための方策を検討する目的で本分科会を設置する。</p>
4	審議事項	<p>1. 臨床研究の推進・強化のための方策</p> <p>2. 医療・医学分野の特徴を踏まえた臨床研究体制の整備に係る審議に関する事</p>
5	設置期間	令和6年2月29日～令和8年9月30日
6	備考	